

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和6年12月20日認可した。

令和6年12月27日

香川県知事 池田 豊人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大砂子地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）榎ノ内地区